平成２５年（フ）第５１４号
京都市下京区塩小路通堀川西入志水町134番地
破産者　片寄　信男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
京都市上京区出町通桝形上る青龍町195番地
破産者　谷口工務店こと　谷口　隆男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
兵庫県西宮市広田町11―53―309、住民票上の住所兵庫県西宮市門戸荘２番18号
破産者　納富　達夫
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９４号
広島市中区江波西２丁目１番２―502号
破産者　尾崎　宣靖
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
愛媛県八幡浜市松柏乙940番地５
破産者　大星　實男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３７号
宮崎市大字瓜生野2397番地７
破産者　波越　彰夫
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０９６号
埼玉県鴻巣市箕田116番地２　201号室幸村グリーンハイツ
破産者　相上　高久
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
埼玉県北本市本宿６丁目188番地
破産者　野口　直子
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
熊本県宇土市神合町626番地
破産者　松本　高雄
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７２号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目695番地９
ラコスタ５小杉505
破産者　佐々木美穂
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
富山県射水市南太閤山１丁目１番地　ラ・ビスタ太閤山303―302、旧住所富山県射水市手崎212番地10
破産者　高木　秀昭
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１６２号
富山県高岡市木津572番地８
破産者　森鉄工所こと　森　　誠一
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第９号
富山県高岡市木津1481番地４
破産者　北京原人こと　川原　哲男
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６５号
長野県松本市出川町10番７号
破産者　**帯**刀　寅雄
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９６６号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島39番地の２　スカイアクシス２―２、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字西條字殿池36番地の１
破産者　米村　滿雄
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７６号
名古屋市南区忠次１丁目４番５号
破産者　佐々木勇治
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４７号
名古屋市千種区覚王山通８丁目70番地の１　サンクレア池下１号棟1902号室
破産者　倉井　辰己
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１７１号
愛知県春日井市下条町２丁目５番地７
破産者　小島　　勇
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部